

京都市事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第1条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条建築指導部の款建築指導課の項第12号中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例」を「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例」に改める。

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例」を「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例」に、「第3条ただし書」を「第4条ただし書」に改める。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号ミを次のように改める。

ミ 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例第4条ただし書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)